

# パブリックコメント制度の流れ

## 政策等の素案の策定

- ① 総合計画等市の基本的な政策を定める計画又は個別行政分野において広く市民生活に影響を与える施策の基本的事項を定める計画の策定又は変更
- ② 市の基本的な制度や方針を定める条例の制定又は改廃
- ③ 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃
- ④ 市民の公共の用に供する重要な施設に係る基本計画の策定又は変更
- ⑤ その他、制定又は改廃しようとする制度等の趣旨、市民等への影響を勘案して、手続を実施することが適当であると判断したもの

## 素案の公表

- 案
- 趣旨・目的・背景
- 実施機関の考え方・論点
- 関連資料

## 公表方法

- ホームページに掲載
- 市政情報コーナーでの閲覧
- 担当課での閲覧
- その他実施機関が必要と認める方法

30日以上

## 意見受付

書面提出・郵便・電子メール・ファクシミリ・  
その他実施機関が適当と認める方法  
※住所・氏名・連絡先を明記

## 提出された意見を考慮

意見を取り入れる場合

意見に基づき案を修正

意見を取り入れない場合

市の考え方、取り入れなかった理由を説明

## 政策等の意思決定

## 結果の公表

- 提出された意見の概要
- 意見に対する実施機関の考え方
- 案を修正したときは修正内容

## 議会提案・議決

※条例など、議会にかける案件の場合

## 政策等の実施・執行

パブリックコメント手続